

第24回成田市農業委員会総会議事録

令和4年6月9日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年6月9日(木)
午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 檜垣金一

1番 諏訪恵昨 10番 石井孝和

2番 山倉正義 11番 泉水厚子

3番 矢崎光二 12番 藤崎茂雄

4番 大竹卓 13番 森川光江

5番 湯浅恵介 14番 小川繁

6番 諏訪和恵 15番 秋山皓一

7番 木村知子 17番 菅澤茂

8番 北崎悦夫 18番 藤崎明

9番 秋間伸一

5. 欠席委員 16番 石原満

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定
について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
農地係長	鎌形清人
振興係長	櫻井哲
主査	高木信一
主査	宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、18名です。

欠席委員は、16番 石原委員です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第24回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、5月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、11番 泉水委員、12番 藤崎茂雄 委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び

「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告3件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。3件の申請がございました。

①売買でございます。

1番、畑ヶ田にお住まいの譲受人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する、畑ヶ田の畑1筆、1,215㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されており

ます。譲渡人の事由は、「経営規模の縮小のため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、同じく香取郡多古町にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、7, 216㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「相手方の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「病気により耕作できないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、名古屋にお住まいの譲受人が、新田にお住まいの譲渡人が所有する、新田の畑1筆、1, 253㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、落花生を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらな

いとは判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

次に、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、牧草及び飼料用トウモロコシ等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

次に、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きます。①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る6月6日、午後1時から、市役所中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名の出席により、

本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、畑ヶ田共同利用施設の南東、市道八向根向線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、前林第二中央公民館の南西、市道多良貝大堀山線の東側に隣接する農地で、畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、新田地区 農業集落 排水処理 施設の東、市道梅ヶ台線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集4ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

1件の申請がございました。

1番、香取郡多古町にお住まいの申請人が、新田の畑1筆、446㎡を、「貸駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。

総会資料4ページに案内図、5ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年3月22日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、申請に係る農地に近接した法人への貸駐車場、普通車16台分の用地です。

資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年7月15日着手、令和4年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は約28平方メートルのため、面積基準以内で妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地は道路より低いため、購入土により盛土をし、隣接農地側に土留を施し、敷地内は碎石敷きとし、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、新田共同利用施設の南東、市道新田吉岡第二線の南側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

売買の1番と6ページの③使用貸借権の設定の1番は、同一の譲受人及び、借受人による同一事業であり関連がございますので、一括してご説明いたします

1番、四谷にお住まいの譲受人が、米野にお住まいの譲渡人が所有する米野の畑1筆、498㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、③使用貸借権の設定の1番は、同じく四谷にお住まいの借受人が、同じく米野にお住まいの貸付人が所有する、米野の畑1筆、29㎡に使用貸借権を設定し、「通路用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、赤荻にお住まいの受贈者が、同じく赤荻にお住まいの贈与者が所有する赤荻の田1筆、558㎡を受贈により、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集6ページでございます

③使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

使用貸借権の設定1番につきましては、先ほど①売買の1番でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、2番及び3番は同一の借受人による同一事業でありますので、一括してご説明いたします。

借受人である香取郡多古町の法人が、2番は大室および久住中央四丁目にお住まいの貸付人が所有する、土室の畑1筆、166㎡に、3番は土室にお住まいの貸付人が所有する、土室の畑1筆の一部、67.5㎡を借り受け、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為のヤード用地」として、令和5年3月14日まで一時転用したいという申請でございます。

2番につきましては、総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

また、3番につきましては、総会資料12ページが案内図、13ページが公図の写しでございます。

続きまして、議案集7ページをお開き願います。

④地上権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、地上権者である匝瑳市の法人が、名古屋にお住まいの方が所有する、名古屋の畑1筆、679㎡に地上権を設定して、「太陽光発電設備用地」として転用したいという申請でございます。

総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番については、同一の譲受人及び、借受人による同一の事業であり、関連がございますので、一括して審査いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地及び通路用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資見込書が添付されており、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年8月1日着手、令和4年12月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、5月31日付で開発行為許可申請書が提出されております。

計画面積の妥当性については、通路部分とあわせて527平方メートルの敷地に、建築面積約114平方メートルの専用住宅及び約47平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番につきまして、小委員長よ

り小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、中台小学校の東、市道米野宮下線を北側に入った農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番に関する意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番及び③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、③使用貸借権の設定の1番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は、可決されました。

続きまして、②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年3月22日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、農家住宅なのでやむを得ない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年6月30日着手予定、令和4年12月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましても、建築許可申請が近日中に提出される見込です。

計画面積の妥当性については、558平方メートルの敷地に、建築面積約78平方メートルの農家住宅及び農作業場を設ける計画であり、農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、敷地内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は、赤荻保育園の東、市道野毛平赤荻線の北側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○山倉委員 贈与者の名前が公図と議案とで表記が違うがどちらが正しいのか。

○宮内主査 公図の方が間違っています。議案の方が正しいので、修正お願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ②贈与の1番は可決されまし

た。

次に、③使用貸借権の設定の2番及び3番につきましては、同一の借受人による同一の事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③使用貸借権の設定の2番及び3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、水資源機構発注工事に伴う機械設置のためのヤード用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年7月1日着手、令和5年3月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番から5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番及び3番につきましては、申請地は、小泉共同利用施設の北東、県道久住停車場十余三線を北に入った農地及び、小泉揚水機場の東、県道成田下総線を東に入った農地で、現況はいずれも草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の2番及び3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の2番及び3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、③使用貸借権の設定の3番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、④地上権の設定の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条④地上権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年3月22日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年9月1日着手、令和4年10月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法については、令和3年2月24日に事業計画が認定されています。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地679平方メートル、原野1,921平方メートル、合計2,600平方メートルの敷地に、太陽光パネル1,107枚

を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、軽く転圧をかけるのみで、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④地上権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条④地上権の設定の1番につきましては、申請地は、小御門保育園の東、市道小帝水砂線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④地上権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④地上権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④地上権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和4年度 第4次 農用地 利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、諏訪恵昨委員、湯浅委員、小川委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

○議長 それでは、議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、でございます。
成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により9ページ記載のとおり、
令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、10ページから11ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、12ページから30ページをご覧ください。

それでは、10ページでございます。

1. 利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、2,901㎡、畑3筆2件で、詳細は12ページの1番から2番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間6年のものが、36,330㎡、田2筆1件、3,006㎡、畑8筆3件、33,324㎡で、詳細は12ページの3番から6番でございます。

契約期間10年のものが、6,950㎡、畑3筆3件で、詳細は12ページの7番から9番でございます。

合計の契約面積は、46,181㎡、田2筆1件、3,006㎡、畑14筆8件、43,175㎡でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集11ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間10年のものが、292,048.16㎡、田192筆55件、273,624.16㎡、畑8筆3件、18,424㎡で、詳細は13ページの1番から21ページの58番でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積42,944㎡、田23筆6件、32,598㎡、畑4筆2件、10,346㎡、再設定が契約面積249,104.16㎡、田169筆50件、241,026.16㎡、畑4筆2件、8,078㎡でございます。

続きまして、2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集22ページから30ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

以上で議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集31ページをお開きください。

議案第5号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、でございます。

内容につきましては、昨年の令和3年6月8日開催の第12回総会で可決されました「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の実施状況を点検・評価し、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定するものでございます。

32ページでございます。初めに「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。

I. 農業委員会の状況の、1. 農業の概要につきましては、農林業センサスに基づき記載しました。2. 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の状況でございます。

33ページをお開き願います。

II. 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、令和3年度の集積目標に対する実績は97.68%となり、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業の活用により概ね目標面積の集積が図られました。

活動に対する評価につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員による利用調整活動や人・農地プランを策定した地域を中心に農地中間管理事業を活用することで集積が活性化した、と記載いたしました。

34ページでございます。

III. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和3年度の実績は、参入目標の4経営体を上回る7経営体、参入実績面積は、5.3haでありました。

35ページをお開き願います。

IV. 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、農地法第30条の規定に基づく現地確認の結果を踏まえ、その後の利用意向調査の結果を記載いたしました。

令和3年度の実績は、解消目標20haに対して、解消実績は15haで、達成状況としては、75%となり、解消目標を達成することができませんでした。活動に対する評価といたしまして、8月から11月に農地利用最適化推進委員による利用状況調査により、新規に発見された遊休農地について、利用意向調査を実施するなど、遊休農地解消に向け積極的に活動した、と記載いたしました。

36ページでございます。

V. 違反転用への適正な対応につきましては、現状及び課題を踏まえ、実績を記載いたしました。なお、令和3年度実績の中で、年度中に新規発見された違反転用農地につきましては、すべて指導により解消された結果、増減はゼロとなっております。

活動に対する評価といたしまして、今後は継続指導している違反転用農地についても解消できるように指導していく必要がある、と記載いたしました。

37ページから39ページでございます。

VI. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、VII. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、VIII. 事務の実施状況の公表等につきましては、令和3年度成田市農業委員会事業実績書等を基に、当委員会の実施状況を記載しております。

40ページでございます。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

I. 農業委員会の状況の、1. 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサ

スに基づき記載いたしました。2. 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員の皆様の状況を記載いたしました。

41ページをお開き願います。

II. 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、担い手の定義が認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者とされているため、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想『第4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者』」に対する目標値を記載いたしました。

III. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3か年の実績を踏まえた数値を目標として記載いたしました。

42ページでございます。

IV. 遊休農地に関する措置につきましては、農業利用最適化委員が農地法第30条の規定に基づく現地確認を行った結果を踏まえ、草刈等で解消可能と判断された農地の1%に当たる面積の解消を目標として記載いたしました。

V. 違反転用への適正な対応につきましては、現状及び課題を踏まえた活動計画を記載いたしました。

なお、今後の予定といたしましては、総会でご審議いただいた後、ホームページ及び事務局の窓口等で公表いたします。また、議案の内容につきましては、別様式にとりまとめ、県を通じて関東農政局へ提出いたしますが、県及び農林水産省でも公表することになっております。

以上で議案第5号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○山倉委員 令和3年度の点検・評価の農業の概要ですが、耕地面積から経営耕地面積を引けば遊休農地になるのではないのですか。ずいぶん遊休農地面積が少ないようですが。

○櫻井振興係長 耕地面積と経営耕地面積はそれぞれ所轄の異なる調査になります。今回のように1つの表にまとめてしまうと耕地面積から経営耕地面積を引いた数値が遊休農地とみられがちですが、全くの別物と考えていただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集43ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

議案集44ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集45ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集46ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集48ページでございます。

④転用事実確認証明でございます。5条で3件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集49ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。14件の通知がございました。借借人及び貸借人双方の合意に基づく貸借借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集54ページをお開きください。

報告第3号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より4件、香取支局より4件、合計8件の照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第24回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時30分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月9日

議事録署名人
